



A cartoon illustration of a man with glasses lying in bed, looking tired. A thought bubble above him shows a man at a desk with a computer, crossed out with a large red 'X', indicating that he is not working or is discouraged from working.

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

下記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：30%
※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型			
タイプ名		S3タイプ	S4タイプ	S5タイプ	S6タイプ
職種		一般事務従事者等(基本級別1級)			
てん補期間*1		1年			
免責期間		4日			
所得補償保険金額(月額)		9万円	12万円	15万円	18万円
保険料 (月払)	15～19歳	320円	420円	530円	630円
	20～24歳	450円	600円	750円	900円
	25～29歳	500円	670円	840円	1,010円
	30～34歳	620円	830円	1,040円	1,240円
	35～39歳	770円	1,020円	1,280円	1,530円
	40～44歳	950円	1,270円	1,590円	1,910円
	45～49歳	1,130円	1,500円	1,880円	2,250円
	50～54歳	1,300円	1,730円	2,160円	2,590円
	55～59歳	1,390円	1,850円	2,310円	2,770円
	60～64歳	1,440円	1,920円	2,400円	2,880円
	65～69歳	2,170円	2,890円	3,620円	4,340円
	70～74歳	2,890円	3,850円	4,820円	5,780円
	75～79歳	4,330円	5,770円	7,220円	8,660円
	80歳～	5,770円	7,690円	9,620円	11,540円

型		本人型			
タイプ名		T3タイプ	T4タイプ	T5タイプ	T6タイプ
職種		一般事務従事者等(基本級別1級)			
てん補期間*1		1年			
免責期間		30日			
所得補償保険金額(月額)		9万円	12万円	15万円	18万円
保険料 (月払)	15～19歳	150円	200円	260円	310円
	20～24歳	230円	310円	390円	470円
	25～29歳	270円	360円	450円	540円
	30～34歳	350円	470円	590円	700円
	35～39歳	460円	610円	770円	920円
	40～44歳	610円	820円	1,020円	1,220円
	45～49歳	760円	1,010円	1,260円	1,510円
	50～54歳	890円	1,190円	1,490円	1,780円
	55～59歳	950円	1,270円	1,590円	1,910円
	60～64歳	1,010円	1,340円	1,680円	2,020円
	65～69歳	1,520円	2,030円	2,540円	3,040円
	70～74歳	2,030円	2,700円	3,380円	4,050円
	75～79歳	3,030円	4,040円	5,060円	6,070円
	80歳～	4,050円	5,400円	6,750円	8,100円

※所得補償保険金額は、平均月間所得額*2の範囲内で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢*3によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級(一般事務従事者等)の方を対象としたものです。
それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満15歳以上の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*4の平均月額をいいます。

*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

*4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

【ご案内】

今年度より、免責期間30日のタイプ(T3、T4、T5、T6タイプ)が追加されました。